② 複数の主任（監理）技術者を配置する場合で、製作工に係る工事の経験を有する主任（監理）技術者は、製作工が稼動している期間工場に配置するものとし、架設工に係る工事の経験を有する技術者は、工事現場が稼動している期間現場に配置するものとする。

求める経験１

鋼連続鈑桁橋の工場製作

求める経験２

クレーンベント工法により架設した鋼連続鈑桁橋の工事

１）工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。

２）求める経験１及び、求める経験２は、同一の工事において有する必要はない。

３）求める経験１及び、求める経験２は、同一の者が有する必要はない。

４）工事経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。

５）工事経験が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。

６）特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績に係る経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績に係る経験は、協定書の分担工事の実績に係る経験のみ経験として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。

⑵4 詳細は入札説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of the contract of the procuring entity : IKEDA Koji, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Construction work of the Yoro Kaizu Bridge (Steel Superstructure) on Tokai-kanjo Expressway

⑷ Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 24 November 2023

⑸ Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 29 January 2024 (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 29 January 2024)

⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺ Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1448

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年10月23日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　前田　信弘

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴ 品目分類番号　41

⑵ 工事名　（修）構造物改良工事２―12

⑶ 工事場所　東京都板橋区前野町　他

⑷ 工事内容

・段差防止構造設置工
41橋脚、147支承線、632基

・落橋防止構造設置工
４橋脚、５支承線、22基

・縁端拡幅構造設置工
５橋脚、６支承線、28基

・支承フェールセーフ設置工
93橋脚、203支承線、504基

・雑工
裏面吸音板撤去復旧工　3,584.3㎡
排水管撤去復旧工　731.0m
仮設工（吊足場工）　4,590.4㎡

・実施設計　一式

⑸ 工期　契約締結日の翌日から1,060日間

⑹ その他

① 本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案評価方式の対象工事である。

② 技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。

③ 本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

④ 本工事は、工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。

⑤ 本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制工事（発注者指定方式）である。なお、契約後に条件変更等により週休２日制工事の適用が困難になった場合、受注者と協議のうえ、週休２日交替制モデル工事（発注者指定方式）に変更ができるものとする。

⑥ 本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ対象工事である。

⑦ 技術資料の提出は、持参又は郵送により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に５⑴に示す担当部局に連絡するものとする。

⑧ その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴ 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵ 首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る令和５・６年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る令和５・６年度の競争参加資格の再認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。

⑶ 平成20年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。

① 単体又は共同企業体の代表者

・供用中の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路橋における支承取替工事、落橋防止システム設置工事、段差防止構造設置工事のいずれかの工事

・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）

② 共同企業体の代表者以外の構成員

・供用中の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路橋における支承取替工事、落橋防止システム設置工事、段差防止構造設置工事のいずれかの工事

上記工事は平成20年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。